

# 第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

## 1 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

## 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### (1) 鳥獣保護区の指定（期間10年）

現在56箇所55,065haの鳥獣保護区のうち、期間満了となる37箇所47,811haについて期間更新する。

### (2) 特別保護地区の指定（期間10年）

現在14箇所1,319haの特別保護地区のうち、期間満了となる8箇所979haについて再指定する。

### (3) 休猟区及び特例休猟区の指定（期間3年）

新たな指定はしない。

### (4) 鳥獣保護区の整備等

広く一般へ周知するため、標識等を設置するとともに、巡視等により適正な管理に努める。

## 3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準を設定し、適正な実施に努める。

特に次の点について留意することとする。

- ・保護の必要性が高い種の捕獲について、その後飼養する場合は公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。
- ・錯誤捕獲された外来鳥獣や、農林水産業等に係る著しい被害を生じさせていることが確認できる鳥獣の捕獲が予め予見される場合には、捕獲許可申請を行うように指導する。

## 4 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域に関する事項

現在74箇所10,473haの特定猟具（銃）使用禁止区域のうち、期間満了となる41箇所6,746haについて再指定する。

また、鳥獣の鉛中毒防止のため、指定猟法（鉛製銃弾）禁止区域の指定に努める。

## 5 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

農林業被害等が深刻化している鳥獣（イノシシ、ニホンジカ及びニホンザル）について、長期にわたる個体数の安定的な存続と被害等の軽減を目的として、第二種特定鳥獣管理計画を作成する。その際、具体的な指標を設定してモニタリングを実施し、適切な評価・見直しを実施する。

## 6 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

県内に生息する野生鳥獣の種類、分布状況、生息数等について調査を行い、科学的知見に基づいた野生鳥獣の保護管理を推進する。また、収集したデータの規格化を行い、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。

## 7 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員を適正に配置し、計画的な研修等の実施により専門的知識の習得・向上に努めることにより、鳥獣の保護及び管理並びに適正な狩猟が行われるよう取締りを徹底するとともに、狩猟者等の確保及び育成が図られるようシンポジウム開催や研修等に努める。また複数の都道府県の連携による鳥獣の保護、管理に努める。

## 8 その他

狩猟の適正化、傷病鳥獣の救護、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱・アフリカ豚熱等感染症への対応、鳥獣保護思想の普及啓発や法令の周知徹底に努める。